

目黒区地域交通の支援方針

令和2年6月

目黒区

目 次

1. 本支援方針作成の背景・目的	1-1
2. 現状整理	2-1
2.1 人口状況及び運転免許保有状況	2-1
2.2 道路整備状況	2-5
2.3 鉄道の状況	2-7
2.4 バスの状況	2-9
2.5 タクシーの状況	2-10
2.6 公共交通サービス圏による分析	2-12
3. 上位・関連計画の整理	3-1
3.1 上位計画	3-1
3.2 関連計画	3-8
3.3 関連施策	3-11
3.4 目黒区以外が主体となった施策・取組	3-15
4. 先行事例の調査	4-1
4.1 全国的な地域公共交通の取組の把握	4-1
4.2 東京都区部のコミュニティバス等の整理	4-5
4.3 地域公共交通の先行事例の整理	4-9
5. 地域公共交通の法制度等の整理	5-1
5.1 道路運送法に基づく運送事業	5-1
5.2 道路運送法によらない運送形態	5-10
5.3 旅客運送に用いられる車両区分	5-11
5.4 道路運送車両法による車両区分	5-13
5.5 道路交通法による車両及び運転免許区分	5-14
5.6 道路法（車両制限令）による車両の制限	5-16
6. 目黒区地域交通検討に係るアンケート調査	6-1

6.1 アンケート調査の概要	6-1
6.2 単純集計結果	6-13
6.3 クロス集計結果	6-14
6.4 分析結果のまとめ	6-18
7. 地域交通の支援検討に対する評価	7-1
7.1 「地域交通の支援」の位置づけ	7-1
7.2 目黒区の現状及び移動支援施策の整理	7-2
7.3 地域交通支援に関する動きや先行事例の整理	7-5
7.4 アンケート調査結果の整理	7-8
7.5 地域交通の運行に関する役割分担の考え方	7-10
7.6 目黒区地域街づくり条例	7-11
8. 地域交通に対する支援方針	8-1

1. 本支援方針作成の背景・目的

全国的に少子高齢化が進展する中で、近い将来には、目黒区にも人口減少・超高齢社会の波が到来する局面が見込まれている。

目黒区内は鉄道や路線バスが網羅されており、またタクシー事業者も多く営業しているなど、公共交通の利便性は比較的高い状況にあるが、区道の平均幅員は約4.8mと狭く、路線バスが運行されている道路は幅員の広い幹線道路等に限定されている。

高齢者等を中心として移動に不便を感じる方の増加が見込まれ、現在自家用車を利用できる高齢者においても、高齢ドライバーによる事故の問題を受けた免許返納の動きが多く、日常生活を送る上で、地域の状況に応じた利便性の高い移動手段が必要になると考えられる。

そこで、区では、移動に関する地域特有の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的として、身近な地域の交通（以下、「地域交通」という。）の支援方針を定め、今後はこの方針に基づき、地域への支援の取組を進めていくこととする。

目黒区で考える地域交通とは、徒歩や自転車、タクシー、ワゴン型バスなど、地域の身近な移動手段のことを言います。

